

契約条項 P-7060_210118

甲は、「PROOFIT スタートアップサービス」(以下、本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 甲は乙に、甲が導入する PROOFIT システム(以下、対象システムという)の設置, 設定等を乙が甲に代わって実施することを依頼します。
2. 本サービスは、対象システム所定の設置手順書および操作マニュアル動画に従い実施するものとします。
3. 乙は、本サービスが完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、第 7 号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
4. 甲は、作業完了後すみやかに、本サービスが甲の指示どおりに実施されているかどうか確認し、乙所定の「設置完了報告書」を乙へ提出するものとします。
5. 前号の「設置完了報告書」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に本サービスの料金を支払うものとします。
7. 乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
8. 本サービスは、甲の保有する個人データ(個人情報の保護に関する法律第 2 条に規定する個人データをいう)を乙が取り扱うものではなく、甲は、乙が本サービスの実施にあたり甲が保有する個人データに触れることがないように、適切な措置を講じるものとします。
9. 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに、保有するデータ等を保護するためにバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
10. 本サービス完了後、甲が対象システムの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
11. 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 8 号の適切な措置および第 9 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
12. 前 2 号の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

以上